平成２６年（フ）第５４号
静岡県菊川市嶺田2177番地の５
債務者　柾木　利雄
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
静岡県袋井市富里240番地の１　ハイツクラウンＡ103号室
債務者　柾木　佳華
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４　川越寮
債務者　石渡　秀之
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８１号
東京都世田谷区北沢１―23―18―101　山添方、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市松葉５丁目３―11
債務者　松本　雄大
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１８号
東京都江東区北砂４丁目26―２―202
債務者　津久井　誠
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１９号
東京都練馬区豊玉北２丁目５―１―101
債務者　兵藤　絢介
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０号
東京都中央区晴海２丁目５―16―513
債務者　川北　範行
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９号
東京都葛飾区水元４丁目７―16―305　サンジュエール二番館
債務者　清水　直人
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３号
東京都江東区大島２丁目26―17
債務者　平塚　道夫
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３９号
神奈川県川崎市麻生区片平３丁目10―７―110
債務者　春田　奏人
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４０号
東京都足立区神明２丁目３―８―202
債務者　矢田　竜也
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４６号
東京都中野区中央２丁目49―16―204
債務者　岸田　千明
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０号
神奈川県横浜市金沢区富岡西４丁目３―１
債務者　小倉　千佳
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５２号
東京都世田谷区桜新町１丁目４―１―104
債務者　宮崎　裕二
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５３号
東京都杉並区成田東１丁目26―13―202
債務者　長田　茂美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部